

美里町小規模工事等契約希望者登録要領運用基準

美里町小規模工事等契約希望者登録要領の運用基準を次のとおり定める。

1 第1条関係

- (1) 美里町建設工事執行規則及び美里町財務規則に基づく競争入札の参加資格承認を受けていない者でも「少額で内容が軽易な契約」の受注・施行を希望する者を登録し、町が発注する工事等のうち小規模な工事・修繕等において業者選定の対象とすることにより、町内業者の受注機会の拡大を図り、町の活性化に寄与することを目的とする。
- (2) 小規模工事等の種類は、別表のとおりとする。

2 第2条関係

- (1) 小規模工事等の対象となる工事は一件の工事金額が50万円以下のものとし、見積徴収業者の選定については、契約業者課内指名委員会により、決定した業者とする。見積書の徴収は2人以上の者から徴収し、最低価格業者と契約するものとする。
- (2) 施工は、美里町建設工事執行規則、その他関係法令及び規則に基づき信義に従い誠実に履行するものとする

3 3条関係

- (1) 建設業法の許可を受けていない者も「登録できる者」の対象とする。
- (2) 経営組織、従業員数は、問わないこととし、「主たる事業所」とは本社・本店をいう。
- (3) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により丸投げ等の一括下請は禁止されているので、必ず自ら施工できる範囲の業種で登録することとする。
- (4) 美里町水道事業指定給水装置工事事業者規定第5条の指定を受けているものは、当該業種の登録申請は必要しないものとする。
- (5) 美里町排水設備等指定工事事業者に関する条例第4条の指定を受けているものは、当該業種の登録申請は必要しないものとする。

4 4条関係

- (1) 申請は毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後4時(土・日曜日・祝祭日・年末年始は除く。)総務課入札契約係で受付する。
- (2) 平成29年度及び30年度申請分の有効期間は受付日の翌月1日から平成31年3月31日までとする。
- (3) 申請内容の確認は、提出のあった申請書により行い、法律上特に技術

者資格等（電気工事・管工事等）を要するものを除き、その他の許可、免許等の有無施工実績、経営状況等の確認は省略するものとする。

5 7条関係

- (1) 本要領による契約は、随意契約によるものとする。
- (2) 契約保証金は、町建設工事執行規則及び町財務規則により免除するものとする。

別表

小規模工事等の種類

建築関係	建築一式工事	大工工事
	ガラス工事	ガラス加工取付工事
	内装仕上工事	インテリア、天井仕上工事、壁張り、畳、ふすま、家具工事等
	建具工事	建具取付、サッシ取付、カーテンウォール、シャッター取付等
	石工事	石積、コンクリートブロック積工事等
	屋根工事	屋根ふき工事等
	タイル、ブロック工事	棟瓦積、タイル張工事等
	鉄筋工事	鉄筋加工組立、ガス溶接工事等
	塗装工事	建築塗装工事等
	板金工事	板金加工取付、建築板金工事等
	左官工事	左官、モルタル、吹付工事等
	鋼構造物工事	門扉設置工事
設備関係	防水工事	モルタル防水、シーリング、シート防水工事等
	管工事	冷暖房設備、冷凍・冷蔵設備、空調設備、厨房設備、衛生設備工事等
	機械器具設置工事	給排気機器設置、揚排水機器設置工事等
	電気通信工事	電気通信線路設備、電気通信機械設置、放送機械設置工事等
土木関係	電気工事	引込線、屋内配線、照明設備工事等
	土木一式工事	
	とび・土工、 コンクリート工事	とび、足場等仮設、工作物解体、杭、土工、コンクリート、 外溝工事等
	しゅんせつ工事	側溝等浚渫
その他	造園工事	植木剪定等
	自動車整備	公用車等車検整備等
	備品修繕	